

21. よくある質問Q&A

【入所申込みに関すること ～共通～】

Q 1. 郵送での申込みはできますか？

A 1. 郵送での受付はできません。Faxも受付できません。窓口又はオンライン申請での受付となります。

Q 2. 申込みは保護者以外でもできますか？

A 2. 保護者以外は申込みできません。ただし、保護者が記入した申込書を代理で提出する事は可能です。

Q 3. 施設を見学したいのですが可能ですか？

A 3. 可能です。見学の申込みは事前に各施設へ直接お問い合わせください。

Q 4. 入所申込み後に勤務先を変えてもいいですか？

A 4. 入所申込み後に勤務先や就労条件等を変更する場合や保護者の「保育を必要とする事由」が変更となる場合は、必ずこどもみらい課に連絡してください。改めて就労証明書等、必要な書類の提出を求めます。

Q 5. 就労証明書や診断書等に記入もれ・誤りがあった場合、自分で追加記入・訂正を行ってもいいですか？

A 5. 就労証明書、診断書等は証明者が事実を記入している証明書となるため、証明者以外の方が追記・訂正した場合は書類の改ざんにあたります。書類改ざんが発覚した場合は虚偽申請とみなし一切の入所調整を行いません。

Q 6. きょうだいで申込む場合、各種要件書類はきょうだい全員分が必要ですか？

A 6. 原本は1枚で構いません。下のお子さんには原本、上のお子さんにはコピーを添付してください。

Q 7. 家族構成が変わった場合は、何か手続きが必要ですか？

A 7. 婚姻や離婚、出産、単身赴任、祖父母と同居など、世帯の状況が変わった場合は、必要な手続きについてご案内いたしますので、こどもみらい課までご連絡ください。

Q 8. 私立認定こども園の3歳クラス以上を申込む場合、1号認定と2号認定の併願は可能ですか？

A 8. 併願可能です。1号認定は施設で申込みとなり、2号認定はこどもみらい課で申込み後、点数による選考を行います。

Q 9. 一時預かりや認可外保育施設の申込みはどこで行っていますか？

A 9. 申込みは各施設で行っています。一時預かりの有無(P. 62)や認可外保育施設情報(P. 55～56参照)を確認の上、直接施設へお問い合わせください。

Q 10. 入所保留中に認可外保育施設の利用を予定していますが、無償化の手続きは必要ですか？

A 10. 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と保護者の保育を必要とする事由に応じた証明書類の提出が必要です(0～2歳については、非課税世帯のみ無償化の対象となります)。くわしくはP. 58～59をご確認ください。

【入所申込みに関すること ～保育園等～】

Q 11. 内定を辞退した場合、今後の入所選考に影響はありますか？

A 11. 選考点には影響はありません。しかし、内定辞退2回目、または内定辞退期限を過ぎて辞退の連絡をした場合は、申込取消の扱いとなります。なお、やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

Q 12. 育休復帰後に育児短時間勤務を考えているのですが、入所選考点はどうなりますか？

A 12. 雇用契約上の1か月の就労時間が変わらなければ、選考点に影響ありません。保育時間は実際の勤務時間で算定します。

Q 13. 入所保留になった場合、新たに申込みが必要ですか？

A 13. 令和8年度の入所申込みは令和9年3月末まで有効なため、再提出は必要ありません(雇用期限付きの申込、求職申込、妊娠・出産申込を除く)。令和8年度の入所申込みで待機になっている方で、令和9年度も入所申込みを希望する場合は、改めて令和9年度の入所申込みが必要となります。

Q 14. 育休復帰予定で入園申込みをしましたが保留になりました。そのため育休期間を延長しましたが、再度就労証明書の提出が必要ですか？

A 14. 入所保留により育休期間が延長になった場合、改めて就労証明書を提出する必要はありません。

Q 15. 転所はできますか？

A 15. 転所申込みは可能です。ただし、内定が決まった場合、転所前に在園していた施設には戻ることができません。また、保護者の「保育が必要な事由」を証明する書類を新たに提出してもらう必要があります。

【入所申込みに関すること ～小学校に隣接するこども園～】

Q16. 小学校区内のこども園を申し込む予定ですが、必ず入園できますか？

A16. 各年齢のクラスごとに定員を定めているため、申込み状況によって入園できない場合があります。ただし、5歳クラスについては小学校区内児童のみを定員を超えても入園を認める場合があります。また、上の兄弟が校区外の小学校に在籍しており、当該小学校に付設するこども園を希望する5歳児は校区内児童と同様に全員入所できるよう調整します(詳しくは23ページ参照)。

Q17. 申込みは早いほうが有利ですか？

A17. 4月入園申込(一次受付、二次受付、追加受付)は、定員を超えた場合抽選になりますので、申込みの順番で有利になることはありません。しかし、5月以降の入園申込は先着順なので早い方が有利です。

Q18. 2号認定で入園していましたが、保育を必要とする事由がなくなったため、1号認定に切り替えて在園できますか？

A18. 支給認定の変更は可能です。こどもみらい課で1号認定へ切り替える手続き(申立書の提出等)をおこなってください。ただし、私立認定こども園の場合で1号認定から2号認定に切替えを希望する場合は、再度申込を行う必要があります。

【保育園等の利用に関すること】

Q19. 育児休業中ですが、入所後はいつまでに復職する必要がありますか？

A19. 入所月の翌月1日までに復職が必要です(翌月1日が勤務先の休みに当たる場合は、翌営業日)。たとえば4月入所の場合、5月1日までに復職する必要があります。

Q20. 保育園に在園中ですが、保育を必要とする事由に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A20. 必要です。変更事由に応じた書類をこどもみらい課まで提出してください。保育利用期間や保育利用時間に影響がある場合があります。保育利用期間が変更になる場合(例:短時間から標準時間等)は、書類提出後、事由が確認できた後から変更となります。手続き以前の期間には適用できませんので、事由に変更が生じた際にはすみやかに手続きをお願いします。

Q21. 長期間お休みしたいのですが、引き続き在園できますか？

A21. 私的理由による休みは2か月、里帰り出産による休みは3か月まで取得可能ですが、それ以上の期間全く登園しない場合は退所となります。月のほとんどを休んだ場合であっても保育料は全額納付する必要があります。

Q22. 地域型保育園は2歳クラスまでしかありませんが、卒園後はどうなりますか？

A22. 地域型保育園の卒園児は、連携施設へ入園申込みをおこなっていただくか、その他3歳クラスのある保育園または認定こども園へ入園申込みをおこなうことが可能です。地域型保育園の卒園児は他の新規申込者よりも優先的に入園となるよう選考をおこないます。

Q23. 市外へ転出した場合でも、那覇市の保育園等をそのまま利用できますか？

A23. 転出した場合は退所となります。ただし、転出日の属する月末までは在園することが可能です。※最終学年については、卒園時まで在園できる場合があります。転出前に日数に余裕をもって相談して下さい。

Q24. 退所したい場合はどのような手続きが必要ですか？

A24. 退所届の提出が必要です。退所日の10日前までにこどもみらい課へ提出してください。オンライン申請も可能です。

Q25. 「保育標準時間」認定の場合、必ず11時間利用できますか？

A25. 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。(最大11時間)

【保育料等に関すること】

Q26. 保育料の納付方法を口座振替にできますか？

A26. 私立保育園、公立こども園、公立みらいこども園については、「那覇市Web口座振替受付サービス」で申し込むか、「那覇市口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、口座振替希望口座のある県内の金融機関へ提出してください。口座振替日は毎月20日です(20日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります)。私立認定こども園、地域型保育園については直接施設へ支払いとなりますので、各施設へお問い合わせください。

Q27. 欠席した場合でも保育料は払う必要がありますか？

A27. 欠席した場合でも決定された保育料を全額納付していただきます。ただし、お子様の疾病等で長期欠席する場合は、保育料が減免できる場合がありますので、こどもみらい課までお問い合わせください。

Q28. 給与収入が減ってしまいましたが、保育料は変更になりますか？

A28. 減免基準に該当する場合は、保育料を減免できることがあります。詳しくはこどもみらい課までご相談ください。

Q29. 公立こども園の1号の給食費について、夏休みなどの長期休暇中も同じ金額なのはなぜですか？

A29. 1年分の給食費を12回に分けてお支払いいただいているので毎月同じ金額になります。